

★**化学物質から従業員守れ**

印刷会社の元従業員が胆管がんを発症した問題などを受け、国は工場などで扱われる化学物質への規制を強化し、「労働安全衛生法の一部を改正する法律」が平成26年6月25日に公布されました。(※施行日未定)

具体的には、

- 一定の危険性・有害性が確認されている化学物質による危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント)の実施が会社の義務となる。
- 会社は、リスクアセスメントの結果に基づき、労働安全法令の措置を講じる義務があるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するために必要な措置を講ずることが努力義務となる。
- 危険性が指摘されている640種類の化学物質を製造し、又は取り扱う全ての事業者が対象です。

化学物質のリスクアセスメントの実施支援ツール

下記の「化学物質リスク簡易評価法」を使って簡単に診断できますので、ご活用下さい。

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/ras/user/anzen/kag/ras_start.html

★**プラチナ「くるみん」認定**

「次世代育成支援対策推進法」(次世代法)は、次代の社会を担う子供が健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成のための法律です。地域や会社が行動計画を立て実行し、一定の基準を満たした場合に「くるみん」マークをもらえます。

この次世代法が平成27年4月1日から改正されます。次世代法は元々10年間だけの時限立法でしたが、更に10年間期間が延長され、新たに「プラチナくるみん」(特例)認定制度が始まり、さらに子育てしやすい会社であるとアピールできます。

「プラチナくるみん」は、「くるみん」を認定されたことのある会社が申請・取得することができるもので、毎年少なくとも1回、自社の次世代育成支援対策の実施状況を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」に公表するものです。プラチナ「くるみん」のデザインは、金色の王冠、12色のマントとゴージャスになりました。

「プラチナくるみん」取得にチャレンジしませんか？

★**改正社会保険労務士法が成立！**

社会保険労務士の業務拡大を盛り込んだ社会保険労務士法の一部を改正する法律が平成26年11月に成立しました。主な内容は次のとおりです。

1. **個別労働紛争の価額の上限を引き上げ**

民間紛争解決手続において特定社会保険労務士が単独で紛争の当事者の代理をすることができる価額の上限を60万円(少額訴訟の上限額)から120万円に引き上げる

2. **補佐人制度の創設**

労務管理その他の労働に関する事項及び社会保険諸法令に基づく事項において、補佐人として弁護士である訴訟代理人とともに出頭し、陳述することができる。

3. **社員が一人の社会保険労務士法人**

1人でも社会保険労務士法人の設立を可能とする

※弁護士と共に陳述が可能となるなど、社会保険労務士にとって今後の活躍を期待される、画期的な法改正です！！

★**障害者雇用が過去最高を更新**

厚生労働省の平成26年障害者雇用状況の集計結果によると、障害者雇用数、実雇用率ともに過去最高を更新したことが分かった。

障害者の雇用数は431,225人で対前年比5.4%増加、実雇用率は1.82%で0.06ポイント上昇している。法定雇用率を達成した企業割合も2.0ポイント上昇の44.7%となっている。なかでも精神障害者の雇用数の伸び率が大きく、24.7%増加し、27,708人に達した。

